

仙台市市民協働事業提案制度実施要綱

(平成27年4月1日市民局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市がNPO等の市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者その他の団体（以下「市民活動団体等」という。）から地域の課題解決に資する事業の提案を募集し、協働で取り組む市民協働事業提案制度（以下「本制度」という。）を実施するために必要な事項について定めるものとする。

(提案することのできる市民活動団体等)

第2条 本制度において提案することができる市民活動団体等は、次に掲げるすべての事項を満たしていなければならない。

- (1) 市内に事務所及び活動場所を有すること
 - (2) 5名以上の会員で組織していること
 - (3) 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
 - (4) 予算・決算を適正に行っていること
 - (5) 原則として、1年以上継続して活動していること
 - (6) 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
 - (7) 総会等意思決定の会合を定期的を開催していること
 - (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
 - (9) 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る。）
 - (10) 仙台市において市税（個人市民税（特別徴収）、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税をいう。）の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る。）
 - (11) 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る。）
 - (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと
- 2 前項に規定する市民活動団体等は、複数の市民活動団体等で構成することができる。
- 3 前項の場合における第1項の適用にあたっては、構成する市民活動団体等のそれぞれについて、第1項第8号から第12号までの事項を満たしていなければならない。

(対象となる事業)

第3条 本制度の対象となる事業は、本市と市民活動団体等の協働で実施することができるものであって、次に掲げるすべての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
 - (2) 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
 - (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
 - (4) 先進性、先駆性、独自性がある取組であるもの
 - (5) 事業計画及び予算の見積もりが適正であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは対象外とする。
- (1) 営利を目的としたもの
 - (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - (3) 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
 - (4) 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
 - (5) 本市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは本市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度を受けているもの
 - (6) 公序良俗に反するもの
 - (7) 法令、条例等に違反するもの

(事業期間)

- 第4条 事業期間は、事業開始日からその日が属する年度内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、翌年度以降も事業を継続させることができる。
- 2 前項ただし書きの場合における事業期間は、事業開始日から通算し、3年を超えることはできない。

(事業に係る費用の負担)

- 第5条 本市が負担する費用(事業に直接必要なものに限る。)は、予算の範囲内において、総事業費の10分の9以内とし、1事業あたり300万円を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定する費用は、概算払により交付するものとする。
- 3 事業が完了したときは速やかに精算するものとし、残余金が生じた場合は、本市は、負担割合に応じて返還を求めるものとする。
- 4 前項に規定する精算を行った際、当初予定していた総事業費を超過した場合は、本市は、超過分に関し負担しないものとする。

(市民協働事業提案制度検討会)

- 第6条 本制度の運営に関する検討並びに提案された事業の審査及び評価等は、市民協働事業提案制度検討会(以下「検討会」という。)において行うものとする。
- 2 検討会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本制度の運営に関する検討を行い、市長に助言すること
 - (2) 提案された事業を審査し、市長に審査内容を報告し、及び実施に適した事業を推薦すること
 - (3) 事業の実施状況を評価し、及び市長に評価内容を報告すること
- 3 検討会の庶務は、市民局市民活躍推進部市民協働推進課において処理する。

(公募)

第7条 市長は、提出期限及び審査日程等を示し、事業提案を公募するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する公募に際し、あらかじめテーマを示すことができる。

(募集説明)

第8条 市長は、前条に規定する公募の際に、本制度の手続きを周知するため、説明の機会を設けるものとする。

- 2 事業の提案をする市民活動団体等は、前項に規定する説明を受けなければならない。

(事前相談)

第9条 事業の提案をする市民活動団体等は、第11条による事業提案書の提出の前に、市民局市民活躍推進部市民協働推進課と事前相談を行うものとする。

(事前協議)

第10条 事業の提案をする市民活動団体等は、次条による事業提案書の提出の前に、事業に関する担当部署と事前協議を行うものとする。

(事業提案書の提出)

第11条 事業の提案をする市民活動団体等は、指定された期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業提案書（第1-1号様式又は第1-2号様式）
- (2) 団体概要書（第2号様式）
- (3) 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 提案する市民活動団体等に関する次の書類
 - (ア) 定款、会則その他これらに類するものの写し
 - (イ) 役員名簿及び会員名簿
 - (ウ) 前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
 - (エ) 前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
 - (オ) 団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
- (5) 市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は市税の滞納がないことの証明書（当該

申告の義務を有する団体に限る。)

(6) 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書(当該申告の義務を有する団体に限る。)

(7) 誓約書(第5号様式)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 事業の提案は、一回の募集に当たり、一市民活動団体等(複数の市民活動団体等で構成される場合は、その構成団体も含む。)につき一件に限るものとする。

(審査)

第12条 検討会は、前条第1項の規定に基づき提出された書類に関し、次条に規定する評価基準に基づく評価及び提案のあった事業に関する担当部署の意見等も踏まえて、本制度で採択するか否か総合的に審査する。

(評価基準)

第13条 評価基準は、次に掲げるものとする。

(1) 的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確であること

(2) 市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであること

(3) 事業内容が課題の解決に十分に寄与するものであること

(4) 具体的かつ実現可能な計画であること

(5) 経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものであること

(6) 事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、本制度での事業実施後も含めた課題解決に寄与するものであること

(採択事業の決定)

第14条 市長は、検討会からの報告及び推薦に基づき、採択する事業を決定するものとする。

(協定書の締結)

第15条 前条の規定により採択された事業を提案した市民活動団体等(以下「事業実施団体」という。)と市長は、事業実施につき必要な事項を協議し、合意に達したときは、当該事業に関する協定書を締結するものとする。

(変更等)

第16条 事業実施団体は、当該事業の内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 事業実施団体は、当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(決定の取消)

第17条 市長は、事業実施団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、採択事業の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 実施する事業が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (3) 偽りその他不正な方法により決定を受けたとき
- (4) 協定書に違反したとき

- 2 市長は、前項の規定による決定の取消に係る内容に関し、既に費用等が支払われている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告及び調査)

第18条 市長は、事業実施団体に対し、事業実施状況に関し報告させ、又は調査をすることができる。

(報告)

第19条 事業実施団体は、事業が完了したときは、事業完了の日から7日以内若しくは当該年度の末日までのいずれかの早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(第6号様式)
- (2) 事業概要書(第7号様式)
- (3) 収支決算書(第8号様式)
- (4) 対象経費支出に関する領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する書類等の提出を受けたときは、公開による実施報告会を開催するものとする。

(事業評価)

第20条 検討会は、前条の規定により提出された書類及び報告会の内容に基づき、事業評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(情報通信技術を利用する方法により手続等を行う場合)

第21条 第11条第1項に規定する書類提出及び第19条第1項に規定する実施報告に

係る、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法については、仙台市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条から第6条までの規定の適用を受ける手続等の例による。

(委任)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成28年3月17日改正)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年4月26日改正)

この改正は、平成31年4月26日から実施する。

附 則 (令和元年7月8日改正)

この改正は、令和元年7月8日から実施する。

附 則 (令和2年5月22日改正)

この改正は、令和2年5月22日から実施する。

附 則 (令和3年3月26日改正)

この改正は、令和3年3月26日から実施する。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月1日改正)

この改正は、令和5年3月1日から実施する。